

札幌市立高等学校教育改革方針検討会議設置要領

（平成 27 年 11 月 教育長決裁）

（設置）

第 1 条 今後の札幌市立高等学校のあり方や教育内容などを示す「札幌市立高等学校教育改革方針」（以下「教育改革方針」という。）の策定に向けて、教育改革方針案について、有識者や関係者等の意見交換、助言を行う場として「札幌市立高等学校教育改革方針検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討会議は次の事項を所掌する。

- （1）教育改革方針案についての意見交換、助言
- （2）前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

（設置期間）

第 3 条 第 1 回会議開催日から教育改革方針の公表までを設置期間とする。

（委員構成）

第 4 条 検討会議は、18 人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、札幌市立学校教職員、その他教育長が適当と認める者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 検討会議には会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は検討会議の議長として会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（事務局）

第 7 条 検討会議の事務局は、学校教育部教育推進課が行い、学校教育部長を事務局長とする。

（会議）

第 8 条 検討会議は、必要に応じ学校教育部長が開催を決定する。

- 2 検討会議は公開とする。ただし、会長が会議に付し、他の委員の半数以上の了承を得た場合は、非公開とすることができる。

（謝金）

第 9 条 委員に対して、会議の出席など検討会議の事務に従事する場合、1 回につき、謝金として 12,500 円（税込）を支給する。ただし、札幌市職員に対しては支給しない。

（運営事項）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。